

院外処方箋における問い合わせの一部を不要とする運用に関する合意書

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、院外処方箋における問い合わせの一部を不要とする運用を定めるため、次のとおり合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本合意書は、院外処方箋における問い合わせの一部を不要とする運用についての合意内容を定めることを目的とする。

（内容）

第2条 別紙1に定める内容の範囲において保険薬局から甲への問い合わせを不要とする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 麻薬の処方に関する事
- (2) 医師が処方箋上に「変更不可」のコメントを記載している場合の処方に関する事
（患者への説明と同意）

第3条 処方の変更は、患者が不利益を被らないよう、保険薬局が患者に対し口頭又は文書にて説明し、患者から同意を得たうえで行う。

2 保険薬局は患者の同意又は不同意の意思確認を行ったことについて調剤録及び薬歴簿に記録し、保険薬局の規定に従い保管するものとする。

（変更の報告）

第4条 保険薬局は処方変更を行った場合、全ての事例について所定の専用FAX用紙を用いて甲に報告するものとする（FAX番号：045-253-5343）。

（有効期間）

第5条 本合意書の有効期間は令和__年__月__日から令和__年3月31日までとする。ただし、契約期間満了日の3か月前までに甲乙の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（合意内容の変更及び解除）

第6条 合意内容を変更又は解除をする場合は、薬剤師会・市大センター病院連携協議会において事前に協議したうえでこれを行う。

（その他）

第7条 本合意書に定めのない事項又は本合意書に定める事項の疑義については、薬剤師会・市大センター病院連携協議会で協議して解決するものとする。

上記の合意の証として証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 神奈川県横浜市南区浦舟町 4-57
横浜市立大学附属市民総合医療センター
病院長 榊原 秀也 印

乙 薬局住所
薬局名
開設者 印

院外処方箋における問い合わせの一部を不要とする運用に関する合意書の第3条第1項について、次のとおり定める。なお、内容に関する問い合わせ窓口は横浜市立大学附属市民総合医療センター薬剤部医薬品情報室とし、平日 8 時 30 分から 17 時まで受け付けるものとする。

1 銘柄の変更

当該薬品に「変更不可」の指定がある場合には対象から除外する。
後発医薬品から先発医薬品への変更は対象から除外する。

例)

アムロジン錠 2.5mg →ノルバスク錠 2.5mg

2 剤形の変更

内用薬かつ用法用量が変わらない場合のみ可とする。

当該薬品に「剤型変更不可」の指定がある場合には対象から除外する。

対象は内用薬に限り外用薬、注射薬は対象から除外する。(軟膏からクリーム、クリームから軟膏、インスリンデバイス等は対象外)

例)

ディオバン錠 20mg →ディオバン OD 錠 20mg

ラシックス錠 10mg 粉砕 →ラシックス細粒 10mg

3 別規格製剤がある場合の調整規格の変更

ただし、規格により適応が異なる場合は対象から除外する。

当該薬品に「含量規格変更不可」の指定がある場合には対象から除外する。

例)

レニベース錠 5mg 2錠分1 →レニベース錠 10mg1錠分1

4 服薬管理等の面から必要と判断して実施する保険請求を伴わない半錠、粉砕の調剤

保険薬局において安定性データを確認したうえで実施すること。

ただし、粉砕や混合に関する算定を加算する場合には疑義照会を行うこととする。

5 服薬管理等の面から必要と判断して実施する保険請求を伴わない一包化調剤

保険薬局において安定性データを確認したうえで実施すること。

ただし、一包化に関する算定を加算する場合には疑義照会を行うこととする。

6 貼付剤や軟膏類の包装、規格の変更

総量と同じ場合のみ変更可とする。

例)

モーラスパップ 30 7枚入り 6袋 →モーラスパップ 6枚入り 7袋

ヒルドイドクリーム 100g 1瓶 →ヒルドイドクリーム 20g 5本

7 残薬の調整の為の処方日数短縮

残薬調整の目的に限り、外用剤等の本数変更も含む。

ただし、処方日数を延長すること、あるいは処方日数を0日分にし、当該薬剤を処方から削除することは対象から除外する。

例)

ロキソプロフェン錠 99日分 →ロキソプロフェン錠 84日分 (15日分残薬があるため)